

210 理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における理事会の運営を定める。

(位置付け)

第2条 理事会は、理事によって構成し、本会定款の定め及び総会の議決に基づき、NPO・LSAの業務を執行する。

(組織)

第3条 理事長は、NPO・LSAを代表し、その業務を総理する。理事長に事故あるときは、定款第15条に従い副理事長が職務を代行し、代行期間は原則として1年以内とする。

2 理事会は、定款で規定する理事のほかに、理事長は最高顧問及び議事に必要な者を出席させることができる。

3 理事会は、各委員会及び事務局と十分な連携を取り、NPO・LSAの活動を行う。副理事長及び理事は、「委員会設置規則」に定める職に就き会務の執行に責任を果たすものとする。

(開催)

第4条 定例会としての理事会を、年に4回開催する。

このほかに、定款32条に定める下記各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。

(インターネット使用による理事会開催)

第5条 定例会としての理事会が、社会状況などにより理事出席開催が困難な場合、理事長の判断により、インターネットWEBによる会議あるいは電子メール等を用いた文書開催とすることができる。

電子メール等を用いた文書開催の場合、議案を理事に送付し、審議結果の回答を電子メールで回収し、集計結果を議決とする。

(電子メールによる議案審議)

第6条 理事会承認事項であって、理事会開催を待たずに議案審議を必要とする場合、議案を所管する理事は、理事長の了解を得て電子メールによる審議にかけることができる。これによる審議では、議案を所管する理事は各理事に電子メールで議案を送付し、議決の審議結果を理事長および事務局に報告する。

(規則の改廃)

第7条 本規則の改廃は、運営委員会が起案し、理事会の承認を得て行う。

付 則 この規則は、平成21年4月1日より実施する。

平成23年9月27日改定

平成27年12月8日改定

令和元年9月3日改定

令和2年5月21日改定

2021年9月16日改定

2024年12月17日改定